

第3-1章 設置又は変更許可の申請等

第1 設置又は変更許可の申請の対象、範囲及び配管の帰属等

1 申請手続きの原則

- (1) 製造所等の設置又は変更の許可申請は、製造所等ごとに申請することとし、許可を要しない軽微な変更に係る詳細については、別に定めるものによること。(◆)
- (2) 施設区分の変更等による既設製造所等を新たに設置申請するときは、法第12条の6に定める用途廃止に係る手続きを経てからとする。(S52 消防危第182号)

2 申請の対象

(1) 設置許可申請の対象とするもの

ア 製造所等を新たに設置する場合。

イ 製造所、貯蔵所又は取扱所の区分の転換を行う場合、及び貯蔵所又は取扱所において危政令第2条又は第3条に掲げる施設区分(同令第3条第2号イ及びロを含む。)の変更となる転換を行う場合。(S52 消防危第182号)

(例) 製造所から一般取扱所、又は一般取扱所から移送取扱所

ウ 製造所等、(移動タンク貯蔵所を除く。)を移設する場合(◆)

ただし、同一敷地内で主要構造物を変更しないで移設する場合は、変更許可申請とすることができる。(S52 消防危第149号)

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が全面的に破損した場合及び老朽化等により製造所等を全面改修する場合。(S37 消防危第91号、S52 消防危第182号)

オ 屋内タンク貯蔵所又は簡易タンク貯蔵所で、すべての貯蔵タンクを取替える場合。(◆)

カ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体の建て替えと基礎・地盤の作り替えを同時に行う場合。(◆)

キ 積載式の移動タンク貯蔵所の車両(台車)を新設又は更新する場合。(◆)

ク アからキまでによるほか、その状況等により設置許可申請とすることが適当な場合。(◆)

(2) 変更許可申請の対象とするもの

ア 製造所等の位置、構造又は設備を変更する場合。

イ 貯蔵、取り扱う危険物の種類数量の変更により、製造所等に適用される技術上の基準が異なることになる場合。(S52 消防危第182号)

(例) 製造所等の危険物の貯蔵等の取扱数量を変更すること等により、エリアの変更がなくても保有空地が増大するもの。

なお、保有空地が縮小する場合については、品名・数量変更届で可とする。(◆)

ウ 貯蔵所又は取扱所において危政令第2条及び第3条に掲げる施設区分の変更を行わず、適用基準の変更(項の変更)を行う場合。(S51 消防危第23-3号)

(例) 屋内貯蔵所(危政令第10条第1項)から特定屋内貯蔵所(危政令第10条第4項)へ変更する場合。

エ 火災等の災害により製造所等の構造又は設備が破損した場合であって、部分修理により当該構造又は設備が復旧できる場合。(S37 自消丙予発第44号)

オ 移動タンク貯蔵所の常置場所を変更する場合。

キ 屋内タンク貯蔵所、簡易タンク貯蔵所で、貯蔵タンクの一部を取替え又は増設する場合。(例) 同一タンク専用室に3基ある屋内貯蔵タンクに更に1基増設する場合。

ク 地下タンク貯蔵所及び移動タンク貯蔵所の配管等を残し、タンクのみを取り替える場合。(H10 消防危第 90 号)

ケ 積載式移動タンク貯蔵所(国際タンクコンテナを除く。)に、交換タンクコンテナを増設する場合。(H4 消防危第 54 号)

コ 屋外タンク貯蔵所のタンク本体のみを建て替える場合で、建て替え後の屋外貯蔵タンクの直径(横型のタンクにあっては、たて及び横の長さをいう。)及び高さが建て替え前の屋外貯蔵タンクの直径及び高さと同規模以下である場合。(H11 消防危第 58 号)

サ アからコまでによるほか、その状況等により変更許可申請とすることが適当な場合。

3 許可単位

(1) 製造所の単位は、原則として一連の工程又は一棟をもって一とする。(S37 自消丙予発第 44 号)

(2) 屋内貯蔵所は、一棟ごととする。ただし、危政令第 10 条第 3 項に規定する技術上の基準を満たした屋内貯蔵所を設ける場合は、当該屋内貯蔵所の用に供する部分ごととする。

(3) 屋外タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。

なお、屋外タンク貯蔵所を群で配置されている場合、危険物ポンプ、危険物配管(タンク直近の弁又はフランジまでのタンク側にある配管を除く。)及びタンクの通気管等の危険物以外の配管を共用して使用する場合は、当該幹線配管等にあっては、タンク群に存するタンクのうち指定数量の倍数が最大のタンク(以下「主タンク」という。)の一の単位とする。また、防油堤にあっては、同一防油堤のタンク群に存するタンクのうち容量の最大のタンク(以下「最大タンク」という。)の一の単位とする。

(4) 屋内タンク貯蔵所は、タンク専用室ごととする。(◆)

(5) 地下タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。ただし、二以上の地下タンクが同一のタンク室内にある場合又は同一の基礎上若しくは同一の蓋で覆われている場合にあっては、一とする。(S54 消防危第 147 号)

(6) 簡易タンク貯蔵所は、タンク 1 基ごととする。ただし、複数の簡易タンクを設ける場合は、3 基までを一とする。(◆)

(7) 移動タンク貯蔵所は、移動貯蔵タンクを固定する一の車両ごととする。(◆)

(8) 屋外貯蔵所は、さく等で区画された部分ごととする。

(9) 給油取扱所は、道路、防火壁又は防火堀等で区画された部分ごととする。

(10) 販売取扱所は、配合する室を含み、隔壁で区画されているときは、区画された部分ごととする。

(11) 移送取扱所は、ポンプ群、栈橋又はシーバースごととする。

(12) 一般取扱所の単位は、次のとおりとする。

ア 製造所に準ずるものとする。ただし、充填場、ボイラー設備、発電機設備等の施設は、それぞれ危険物の取扱いに独立性があり、他の危険物貯蔵又は取扱い部分とは一連の行

為であるとはみなされず、原則としてそれぞれを一とする。

イ 危政令第 19 条第 2 項の規定の適用を受ける一般取扱所は、壁体等で区画された部分等ごととする。

(13) 消火設備のうち固定消火設備を共用する場合において水源、ポンプ設備、消火液タンク、ヘッダー及び幹線配管等にあつては、最も消火薬剤等を必要とする製造所等（以下「消火薬剤等最大必要施設」という。）の一の単位とする。

4 製造所等の設備の許可単位

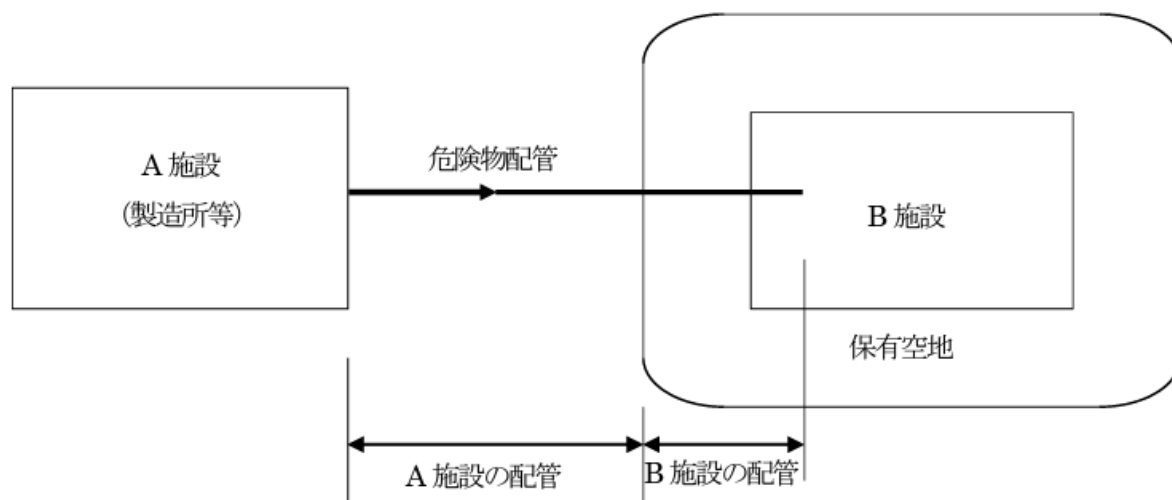
(1) 製造所等から排出される可燃性ガス、粉塵等を除去する公害防止設備等は、製造所等の設備とする。（S59 消防危第 54 号）

(2) 危険物を取り扱う配管を搭載する配管支持物は製造所等の設備とし、その単位は申請者の判断によるものとする。

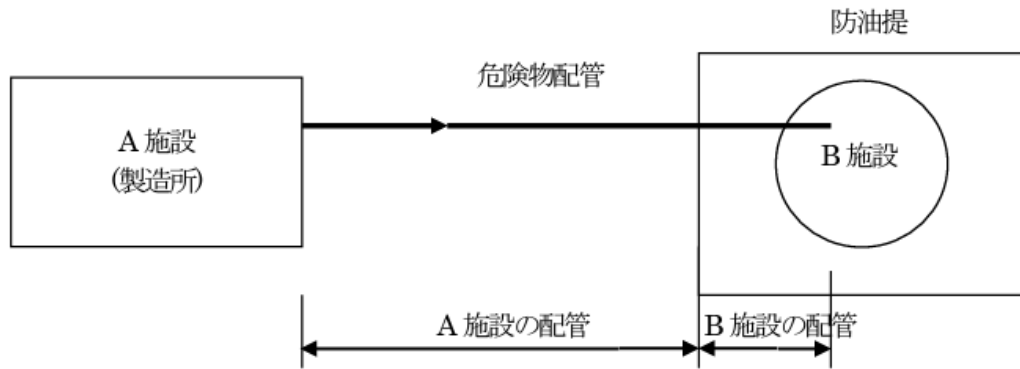
5 危険物配管の許可単位（移送取扱所を除く。）

危険物施設相互に接続される場合の危険物配管（危険物は A 施設から B 施設に移送されるもの）の単位は、次の例によること。

(1) 製造所等（屋外タンク貯蔵所を除く。）の保有空地の内側の配管は、当該製造所等の配管とする。下図の場合では、B 施設の保有空地直近のバルブ、フランジ等までが A 施設となる。

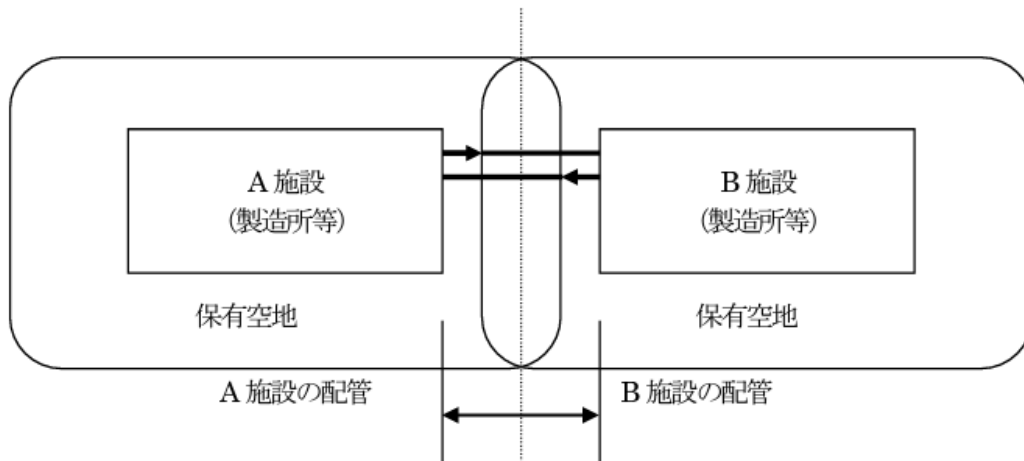


(2) 屋外タンク貯蔵所の防油堤の直近のバルブ、フランジ等より内側の配管は、当該屋外タンク貯蔵所の配管とする。下図の場合では、当該屋外タンクの防油堤直近のバルブ、フランジ等までが A 施設となる。



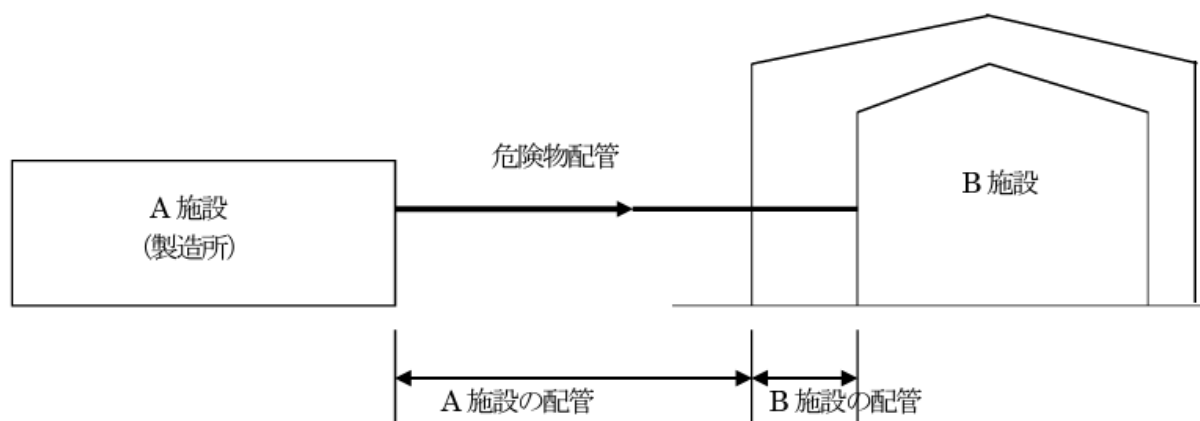
(3) 製造所等の保有空地进行を共用する場合は、当該製造所等間のおおむね中心線をもってそれぞれの製造所等の配管とする。

下図の場合では、A施設とB施設との中心線からそれぞれの施設となる。

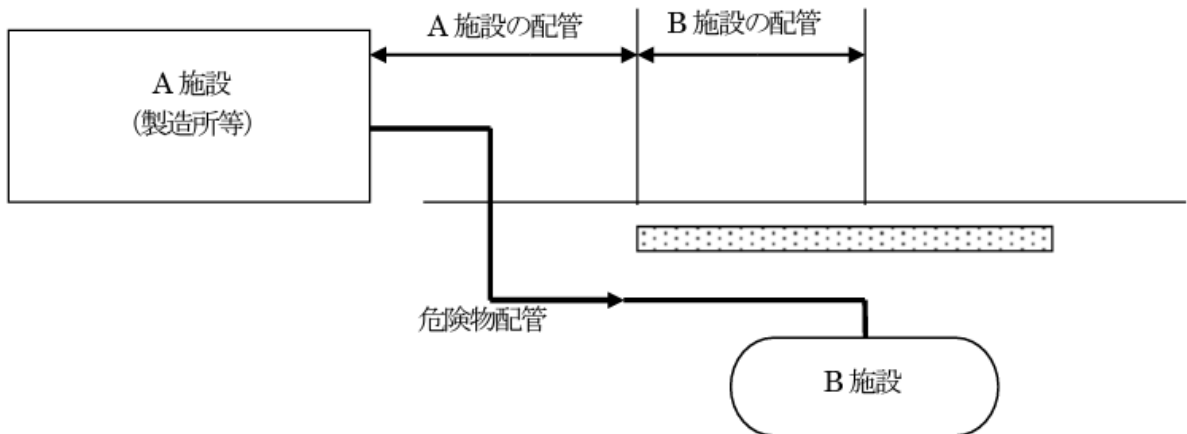


(4) 屋内タンク貯蔵所の専用室内の配管は、当該屋内タンク貯蔵所の配管とする。

下図の場合では、当該屋内タンクのタンク室の壁体直近のバルブ、フランジ等までが、A施設となる。



- (5) 地下タンク貯蔵所の専用室内、又はスラブ下の配管は、当該地下タンク貯蔵所の配管とする。下図の場合では、上部スラブ端部の直近のバルブ、フランジ等までが A 施設となる。



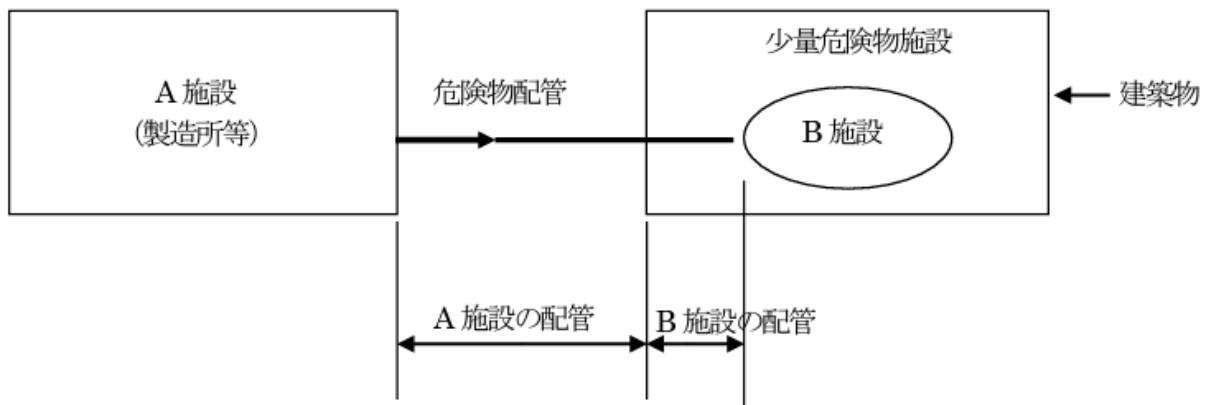
- (6) 製造所等から少量危険物貯蔵・取扱所又は指定数量の 1/5 未満の設備へ危険物を送り出す配管については、次による。

ア 少量危険物の貯蔵所・取扱所が建築物内にある場合は、その外壁までを当該製造所等の配管とする。

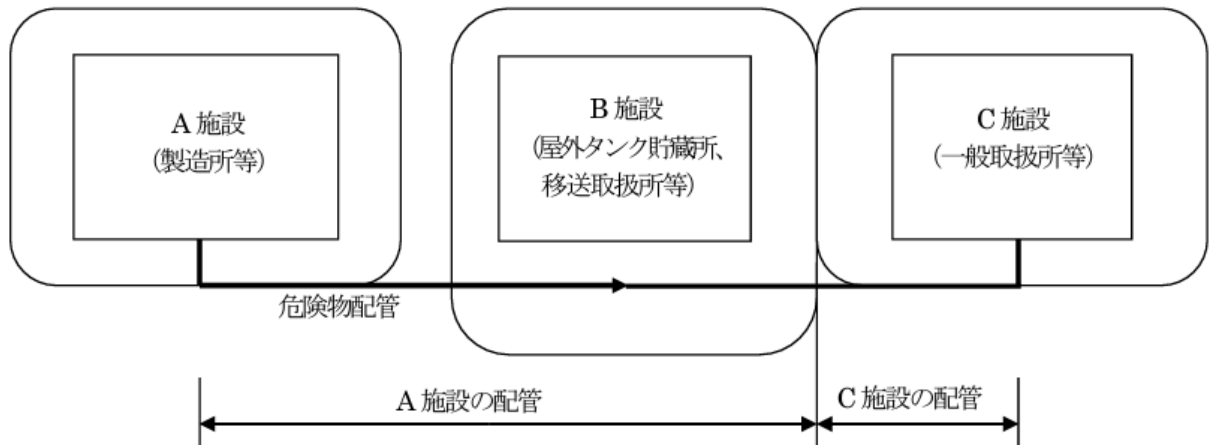
イ 少量危険物の貯蔵所・取扱所が屋外にある場合は、少量危険物の貯蔵所・取扱所の空地までを当該製造所等の配管とする。

ウ 指定数量の 1/5 未満の危険物を貯蔵し又は取り扱う設備へ危険物を送り出す配管は、当該設備等の直近までを製造所等の配管とする。

下図の場合では、当該 B 施設の外壁までが A 施設となる。



- (7) 製造所等に関係のある既設パイプラック等に設ける配管で、保有空地内を通過する当該製造所等に関係のない配管は、当該配管に直接関係のある製造所等の配管とする。



(8) (1)から(7)までのいずれにも該当しない配管は、送り出し側の配管とする。

第2 設置又は変更許可申請書の添付書類及び編纂（危規則第4条、同第5条、同第9条）

1 設置又は変更の許可申請に係る図書の製本は、概ね次に定める順序に従い編纂すること。

- (1) 設置又は変更の許可申請書
- (2) 構造設備明細書
 - ア 製造所等別
 - イ 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク）
 - ウ 給油取扱所等の専用タンク
- (3) 工事の計画書及び工程表
- (4) 委任状
- (5) 承諾書等の写し
- (6) 危険物等データベース登録確認書又は確認試験結果報告書の写し（特異な危険物でその代表的なものに限る。）
- (7) 計算書
- (8) 機器リスト
- (9) 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）
- (10) フロー図
- (11) 付近見取図
- (12) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図
- (13) 機器等の配置図
- (14) 構造図
 - ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等
 - イ タンク類
 - ウ 塔槽類
 - エ 熱交換器類
 - オ ポンプ類
 - カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器等）

- キ 基礎、架台及び配管ラック
- ク 防油堤
- ケ その他

(15) 設備図

- ア 排水設備図
- イ 換気、排出設備図
- ウ 電気設備図（計装設備を除く。）
- エ 接地設備図
- オ 避雷設備図
- カ 消火設備図
- キ 警報設備図
- ク 避難設備図
- ケ 計装設備図
- コ その他

(16) 配管図

2 申請書等の作成に関する留意事項は、次のとおりとする。（H9 消防危第 35 号）

- (1) 図書は、原則として JISA 4 とし、左綴りとすること。ただし、A4 を超える図書を添付する場合については、A4 に折りたたむこと。
- (2) 資料葉数が多い場合にあっては、分冊方式を採用し、当該分冊には一体の図書である旨の表示をすること。
- (3) 図書の主要な部分には、図書の表題名を記載すること。
- (4) 図書の記号は、原則として JIS に定めるものを用いること。ただし、規格以外のものを使用する場合は、凡例を明示すること。
- (5) 図書の文字は、原則として日本語表示とすること。なお、ローマ字等による省略文字（機器番号等は除く。）を使用するときは、注意書き又は凡例を明示すること。また、国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の設置に係る図書については、申請書及び構造設備明細書の内容を示す部分の関係図書は日本語に翻訳して添付すること。
- (6) 図面の縮尺は、特に定めのあるもの（設置又は変更の許可申請における特定屋外タンク貯蔵所、移動タンク貯蔵所及び移送取扱所に係る図面並びに消防用設備に係る添付図面）を除き任意とするが直度に縮尺する等、文字及び危号等が不明瞭で読み取れないものは避けること。
- (7) 設備の図面は、製造業者等の発行するカタログ等をもって替えることができる。
- (8) 添付図書は、設計又は施工のために作成したもの等を活用することができる。
- (9) 図書（設計図面を除く。）で使用する文字は、黒色とし鉛筆での記載は避けること。
- (10) 図書（図面）の色別をおこなう場合は次によること。
 - ア フロー図、付近見取図、配置図、構造図、設備図について申請範囲がわかりやすいように色別すること。ただし、以下の場合については色別を省略することができる。
 - (ア) フロー図（ウ(ウ)、(エ)、(カ)に限る）

- a 図面の全部が新設又は変更する部分に該当する場合
図面の右肩に「すべて新設」等と明記するとき。
- b 図面上で新設又は変更と季節が混在している場合
線を太くする等により変更箇所が判別できるとき。

(イ) 構造図・設備図

図面の全部が新設又は変更する部分に該当するとき。

イ 図面ごとに色別区分が異なることがないように、色別は極力一貫性をもたせること。

ウ 色別の例

- (ア) 危険物機器、危険物配管、電気設備、消火設備・・・赤色
- (イ) 危険物貯蔵タンクのベント系（安全弁吹き出し配管等を含む。）・・・オレンジ色
- (ウ) 建築物（構造物）、基礎架台、接地、避雷、警報設備及び非危険物設備・・・緑色
- (エ) 高圧ガス設備・・・黄色
- (オ) 撤去設備・・・こげ茶色
- (カ) その他・・・適当な色

(11) 変更許可申請書には、変更に係る範囲、設備等の位置及び名称又は変更の内容を記載した図書を添付すること。

3 危規則第4条又は第5条に規定する許可申請書に添付する位置、構造及び設備の図面等（移動タンク貯蔵所を除く。）に関する記載上の留意事項については次のとおりとする。（H9消防危第35号）

(1) 設置又は変更の許可申請

記載方法については、第2「設置又は変更許可申請」の記載要領によること。

(2) 構造設備明細書

ア 20号タンク（屋外、屋内及び地下タンク貯蔵所構造設備明細書）

製造所又は一般取扱所において、20号タンクを設置又は変更（構造設備明細書中の内容を変更するものに限る。）する場合は、危規則に定める屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のハ）、屋内タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のニ）、又は地下タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のホ）のいずれかを添付すること。

イ 建築物の屋上又は架構に設置する20号タンクは、屋外タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のハ）を用いること。

ウ 給油取扱所等の専用タンクの構造設備明細書

給油取扱所又は一般取扱所に地下専用タンクを設置又は変更する場合は、危規則に定める地下タンク貯蔵所構造設備明細書（様式第4のホ）を添付すること。

エ 構造設備明細書は、タンク1基につき1葉を用いるものとする。

ただし、設計条件が同一（同形状、同容量等）のタンクについては、構造設備明細書の右肩に機器番号又は〇〇基共通と記入し、共用できるものとする。

オ 変更許可申請に係る構造設備明細書は、当該変更許可申請にて変更する部分のみを記入すること。従来と同様のものには、「元許可どおり」と、従来から該当しないものは、「－」と記入する。

(3) 承諾書の写し

土地、建物、工作物等の貸借書等で必要なものを添付する。

(4) 計算書

計算書は、原則として計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとし、次のうち必要なものを添付すること。

ア 製造所等の貯蔵又は取扱量の算定書

イ タンク容量計算書

屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク、地下貯蔵タンク、移動貯蔵タンク、簡易タンク、20号タンク及び給油取扱所に係る専用タンク又は廃油タンク等については、タンクの容量計算書を添付すること。

ウ タンク板材料の強度検討計算書

(ア) タンクの使用条件が負圧であるタンク

(イ) アルミニウム及びステンレス等、鋼板以外の材料を用いた場合

(ウ) その他必要なもの

エ 屋外貯蔵タンク、屋外 20 号タンク

(ア) 容量 500kl 未満のタンク

a 耐震、耐風圧（支柱又は架台型式にあってはその強度等を含む。）計算書（危規則第 21 条）

b JISB8265（圧力容器の構造—一般事項）、JISB8266（圧力容器の構造—特定規格）、JISB8501（鋼製石油貯槽の構造）、JISB8502（アルミニウム製貯槽の構造）による構造計算書

c 基礎地盤にあっては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書又はタンク荷重により生ずる応力に対して安全であるための計算書（危規則第 20 条の 2）

d 容量 100kl 未満のタンクについては b 及び c の計算書を省略することができる。

(イ) 容量 500kl 以上 1,000kl 未満のタンク

基礎、地盤、タンク構造（支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。）計算書（危規則第 20 条の 3 の 2 及び第 20 条の 4 の 2）

(ウ) 容量 1,000kl 以上のタンク

基礎、地盤、タンク構造（支柱又は架台型式にあっては、その強度等を含む。）計算書（危規則第 20 条の 2 及び第 20 条の 4）

オ サイトグラス

20 号タンク又は配管にサイトグラス（のぞき窓）を設ける場合の強度計算書（厚み検討）

カ 防油堤

(ア) 防油堤容量計算書（危告示第 4 条の 2）

(イ) 防油堤の構造（危規則第 22 条第 2 項第 9 号）に関する照査荷重その他荷重によって生ずる応力に係る計算書、許容応力度計算書、地盤支持力計算書、安定に関する計算書（S52 消防危第 162 号）

- キ 架構等の工作物及び危険物配管ラック
 - 静的震度法又は修正震度法による計算書（H8 消防危第 125 号）又は建基法に準拠する構造計算書（地盤、基礎ぐい計算を含む。）
 - ただし、危険物配管ラックについては、耐火の要否を問わず、支柱の高さが 1.5m を超えるものに限る（パイプスタンション等小規模なものを除く）。
 - ク 塔槽類（高さ 6 m 以上の危険物を取り扱うもので、屋外の地盤面に独立して設置する（自立型式）ものに限る。）
 - 耐震、耐風圧計算書（危規則第 21 条準用）
 - ケ 屋内貯蔵所及び屋外貯蔵所の架台
 - 静的震度法又修正震度法による計算書（H8 消防危第 125 号）及び耐風圧計算書（屋外に存するものに限る。）
 - 基礎にあつては、建基法に準拠する地震の許容応力度及び基礎ぐい許容支持力に係る計算書
 - コ 可燃性蒸気排出設備
 - 排出設備の換気能力に係る排出量の計算書
 - サ 建築物（建基法第 6 条第 1 項に規定する建築物）の構造設備明細書
 - 建築確認申請書を提出し、又は提出予定で、危険物設置又は変更許可申請書のその他必要な事項欄に建築確認申請日又は申請予定日を記載した場合は不要とする。
 - シ その他必要な計算書
- (5) 工程説明書（製造（取扱）設備の概要）
製造所、一般取扱所のみとする。ただし、簡易な工程を除く。
- (6) 付近見取図
- ア 製造所等と周囲の保安対象物件の状況を示すこと。
 - イ 保安対象物件までの距離が記載されていること。ただし、配置図にそれぞれの保安対象物件からの距離が規定値以上であることが明確な場合は「保安対象物件なし」と記載することである。
 - ウ コンビナート等事業所は、事業所内の主要な建築物その他の工作物の配置を示す敷地内配置図を付近見取図に代えることができる。
- (7) 建築物その他の工作物（架構含む。）の配置図
- ア 製造所等の位置、建築物その他の工作物の位置、敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離及び保有空地等審査に必要な数値を記載した周囲の状況図とすること。
 - イ 建築物又は架構を設置、変更するときは、延焼のおそれのある範囲を図示すること。
 - ウ 危政令第 9 条第 1 項第 2 号ただし書き、危政令第 10 条第 3 項、危政令第 12 条第 2 項、危政令第 17 条第 2 項、危政令第 18 条及び危政令第 19 条第 2 項に適用を受ける製造所等で製造所等の用に供する部分以外の建築物がある場合にあつては、製造所等の用に供する部分以外の部分の構造及び用途を明示すること。
 - エ 屋外タンク貯蔵所については、アの他、敷地内距離、タンクと防油堤の距離、タンク間距離、ポンプ間距離及び周囲の道路（タンクに面する空地）を明示すること。屋外 20 号タ

ンクにあつては、タンクと防油堤間の距離を明示すること。

オ 屋内タンク貯蔵所については、タンク専用室の壁とタンク間の距離（二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を含む。）を、専用棟以外に設置する場合にあつては、建築物内におけるタンク専用室の位置を明示すること。屋内にある 20 号タンクにあつては、壁体までの距離を明示すること。

カ 地下タンク貯蔵所については、隣接建築物又は工作物等の基礎からの距離及び二以上のタンクを設置する場合は、タンク相互間の距離を明示すること。

キ 給油取扱所については、次のことを明示すること。

(ア) 隣接する道路の幅員及び周辺の状況

(イ) 事務所その他取扱所の業務を行うために必要な建築物及びキャノピーの概要図、固定給油・注油設備からの延焼のおそれのある建築物等の状況

(ウ) 給油空地、注油空地、固定給油・注油設備及び附随設備の位置の状況

ク 移送取扱所については、ポンプ周囲の保有空地及び敷地内の高圧ガス施設等の保安対象物件までの距離を明示すること。

ケ 標識、掲示板の設置位置を記載すること。

(8) 機器等の配置図

製造所等の機器等の配置が記載された配置図とすること。

なお、製造所等に階層がある場合は、階層ごとの平面図とすること。

(9) 構造図

ア 建築物、架構、防火塀、隔壁等

(ア) 平面図、立面図（2 面以上）及び断面図、建築物（架構含む。）にあつては面積表を添付し、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の材質等を明示すること。

なお、主要構造部を耐火構造とし又は不燃材料で造る場合で国土交通大臣の認定を受けたものを使用するときは、現場施工によるものを除き、平面図、立面図等に認定番号を記載すれば別途構造図の添付を要さない。

(イ) 短計図、仕上表、建具状及び建具表を添付し、窓及び出入口については、位置、寸法、構造等を記載すること。

なお、窓又は出入口の防火戸等で国土交通大臣の認定を受けたものを使用する場合は、平面図、立面図等に認定番号を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(ウ) 防火塀、隔壁等にあつては構造図を添付すること。

イ タンク類

(ア) タンク共通

a 平面図、立面図及び詳細図に、タンクの本体にあつては、寸法、板厚、材質、板取、溶接方法、ノズル名称及び口径等を、附属品にあつては、材質、寸法及び取付方法等を明示すること。

なお、容量が 100 kl 未満のタンクは、板取図を省略することができる。

b 常圧タンクの通気管は、引火防止措置を明示すること。

- c 標準的な構造を有する液面計は、フロー図又はタンク構造図に取付位置、型式及び材質等を記載することにより別途構造図を省略することができる。
- (イ) 屋外貯蔵タンク（屋外 20 号タンク含む。）
 - a 放爆構造を明記すること。
 - b タンク室を設けない地下タンクにあっては、タンク埋設図にタンク基礎、支柱及び上蓋の配筋状況並びにタンクバンド、アンカーボルト及び防食施工方法等を明示すること。また、支柱にあっては、その太さ及び使用する主筋の断面積計算を付記すること。
- ウ 塔槽類

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。
- エ 熱交換器類

平面図、立面図に材質、寸法、設計圧力、設計温度及び取付方法等を明示すること。
- オ ポンプ類

能力（揚程、仕事量）、寸法、型式及び取付方法等を明示すること。
- カ その他設備（機械類、安全装置及び計装機器類等）
 - (ア) 標準的な型式の安全装置、圧力計、温度計等を使用する場合は、フロー図等に仕様、機能等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。
 - (イ) Y型ストレーナー、流量計、バルブ類その他これらに類する小規模な機器で、標準的な構造のものを使用する場合は、フロー図等に仕様等を記載することにより別途構造図の添付は要さない。
- キ 基礎、架台及び配管支持物
 - (ア) タンク類の基礎は、寸法及び配筋状況を明示すること。
 - (イ) 架構、大規模な工作物及び移送取扱所のポンプ基礎は、その構造図を添付すること。
 - (ウ) 大規模な機器類（高さ 6m 以上の危険物を取り扱う機器で、屋外の地盤面に独立して設置する自立型式の機器等）以外の小規模な機器等の基礎は、機器リストに機器固定方法を明記した場合は基礎構造図を省略することができる。
 - (エ) 製造所等に存する架台は、構造図を添付すること。
 - (オ) 地上に設置する配管支持物及び配管サポート等は、原則として高さ 1.5m を超える（移送基地の構外は 1m を超える）ものについてその構造図を添付すること。
 - (カ) 硫黄を貯蔵する場合は、囲い及び固着装置の構造図を添付すること。
- ク 防油堤
 - (ア) 容量計算を前提とした寸法を明示した平面図、断面図を添付すること。
 - (イ) R C 造の防油堤は、配筋状況を明示すること。
 - (ウ) R C 造防油堤の増設等にあっては、既設防油堤の鉄筋等との接合方法について明示すること。
 - (エ) 防油堤において目地、階段等を有する場合は、その構造を明示すること。また、防油堤に配管を貫通させる場合には、その保護措置を明示すること。

ケ その他

(ア) 危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱うタンク・機器類等は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(イ) 機器等を撤去する場合は、機器リスト及び配置図に位置及び名称等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。

(10) 設備図

ア 排水設備図

(ア) 危険物設備に係る地盤面、流れ止め、ためます、水抜きバルブ、油水分離槽等の構造及び排水経路を明示すること。

(イ) 架構内等の排水設備は、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を平面図等に記載することにより、個々の設備図の添付を省略することができる。

(ウ) (ア)について、平面図等に位置、機能及び寸法等を記載することで、当該設備図を省略することができる。

イ 換気、排出設備図

建築物に係る換気設備、強制排出設備等の位置及び構造を明示すること。

ウ 電気設備図（計装設備を除く。）

(ア) 機器リスト及び電気設備図に位置、型式及び防爆構造の種類等を記載することにより、別途構造図の添付は要さない。電気配線については、配線系統図に構造（施工方法等）を電気設備図として記載すること。

(イ) 非防爆電気機器等を設置する場合においては、危険場所（特別～第2類危険箇所）以外であることを明示すること。この場合において、電気設備図への位置の記載のみで、別途構造図の添付は要さない。電気配線については、主電源等から危険範囲に至る主配線のルートのみを記載することとし、その他の電気配線は記載を要さない。

(ウ) 給油取扱所の電気設備では、スイッチ、コンセント、モーター等の電気設備の床面からの高さを明示すること。

エ 接地設備図

接地導線の敷設状況、接地極の概要（埋設場所を含む。）、設置工事種別（抵抗値）を記載したものとすること。

オ 避雷設備図

避雷設備の概要及び対象物が受雷部システムにより包含されている状況図（平面図及び立面図）並びに引き下げ導線システムの敷設状況、接地システム等の状況等を記載したものとすること。ただし、屋外や屋上等に機器等を設置、移設若しくは変更する場合又は建築物等を設置若しくは変更する設置又は変更許可の申請等 場合等で保護範囲に包含されているか審査上必要な場合のみとする。

カ 消火設備図

(ア) 消火設備の設計書

水槽及び消火薬剤の貯槽等の耐震設計、水源の必要量及びポンプ能力、必要薬剤量及び予備電源能力等を検討したものとすること。設計書の計算については、計算のた

めの諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとする。

(イ) 消火系統図

他の製造所等と共用する場合は、その範囲を明示すること。

(ウ) 配置図

有効包含範囲を明示すること。ただし、第1種及び第3種の移動式消火設備にあっては、有効包含範囲のほか防護対象物までの水平距離、加圧送水装置及び原液タンクにあっては、防護対象物までの水平距離をそれぞれ明示すること。

(エ) 断面図

第2種消火設備及び第3種消火設備（移動式を除く。）にあっては、取り付け位置を明示すること。

(オ) 構造図

原液タンク、泡混合器、加圧送水装置、消火栓及び非常電源等の構造を明示すること。

(カ) 配管図

材質、口径、敷設状況（レベル、配管支持物等）を明示すること。

(キ) 設備図

非常電源用の電気配線を明示すること。

キ 警報設備図

(ア) 自動火災報知設備は、平面図、配線系統図及び機器構造図等（発信機、ベル等の包含範囲の明示を含む。）の設計書を添付すること。

(イ) (ア)以外の警報設備は、配置図又は設備図に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより別途構造図の添付は要さない。

ク 避難設備図

誘導灯の設備構造図、配線系統及び配置状況を明示すること。

ケ 計装設備図

フロー図（エンジニアリングフローシート又はP&I）又は計装系統図等に位置、機能及び防爆構造の種類を記載することにより不要とすることができる。

コ その他

給油取扱所の申請書には、点検、整備を行う設備の位置を平面図等に明示すること。

(11) 配管図

ア 配管図には、製造所等の配管の範囲、材質、口径及び敷設状況（レベル等）を明示すること。

イ 地上配管

(ア) 地上配管（移送取扱所を除く。）は、フロー図をエンジニアリングフローシート又はP&Iとした場合にのみ配管図を省略することができる。

(イ) 配管ルートを配管図等に記載すること。なお、敷設断面、配管支持物（耐火措置を含む。）等については、一定箇所ごとの断面、構造等の状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

ウ 地下配管

配管ルートを配管図等に記載すること。なお、埋設断面、防護構造、腐食防止措置（電気防食措置の場合にあっては、位置及び構造）は、一定箇所ごとの断面、敷地状況を配置図等に記載することにより、別途構造図の添付を不要とすることができる。

エ 電気防食を行う配管は、電気防食に関する施工方法及び計算書を添付すること。

オ 配管に、昭和56年消防危第20号通知に規定する評定品以外の可とう管継手を設ける場合は、構造図、強度計算書及び試験成績証明書等の写しを添付すること。ただし、呼径が40A未満の可とう管継手は、圧力試験成績証明書のみで足りるものとする。なお、評定品の場合は、構造図等を不要とし、完成検査時に評定証プレートの確認をもって足りるものとする。

カ 移送取扱所

(ア) 配管相互間の距離（保有空地）を明示すること。

(イ) 配管構造計算書等 計算のための諸条件、計算式及び計算結果のみを記載したものとすることができる。

(12) 緊急時対策に係る機械器具その他設備

温度若しくは圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断又は冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置されている設備、装置等に係る系統又は構造を記載したものとする。なお、緊急時対策に係る機械器具その他設備は、フロー図で明示した場合は省略できるものとする。

4 移動タンク貯蔵所の設置許可申請の添付書類及び編纂順序については、「移動タンク貯蔵所の規制事務に係る手続及び設置許可申請書の添付書類等に関する運用指針について」（H9消防危第33号）によるほか、次によること。

(1) 移動タンク貯蔵所の手続に関する事項

ア 設置又は変更の許可申請

(ア) 移動タンク貯蔵所の許可に係る被けん引車のけん引車は、一の車両に限られるものでなく、複数の車両をもって許可できるものであり、また、けん引車の新設及び廃止（増設又は減少）については、資料の提出を必要としない。

(イ) 移動タンク貯蔵所の本市管内における常置場所の変更に係る変更許可申請は、申請書、構造設備明細書、許可書の写し、完成検査済証の写し、タンク検査済証（正）の写し、付近見取図、配置図及び外観三面図のみで足りるものとする。

イ 完成検査前検査

完成検査前検査は、移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等又は移動貯蔵タンクを製造する場所を管轄する市町村長等に対し申請すること。

(ア) 水圧検査の方法 タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。この場合において、間仕切を有する移動貯蔵タンクの水圧検査は、タンク室のすべてに水圧をかけた状態で実施することができる。

(イ) 水圧検査中の変形 タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものはここ

でいう変形に該当しない。

ウ 完成検査

(ア) 完成検査実施場所

完成検査は、原則として常置場所において位置の状況を含み実施するものとする。

ただし、常置場所が他の移動タンク貯蔵所の常置場所とされている等によりすでに把握されている場合はこの限りでない。

(イ) 完成検査申請書

完成検査申請書にタンク検査済証の写しを添付すること。

エ 譲渡（又は引渡）を伴う行政庁の異なる常置場所の変更

行政庁の異なる常置場所の変更時に係る譲渡引渡届出に係る手続等は、次の(ア)又は(イ)のいずれかの方法により行うものとし、変更許可申請にあたっては、変更前の最新の許可書、これに添付されて返戻された申請図書（常置場所に係る図書を除く。）、タンク検査済証及び完成検査済証のそれぞれの写しを添付すること。

また、変更前の常置場所を管轄する市町村長等（以下「旧行政庁」という。）に対して廃止の届出は要しない。

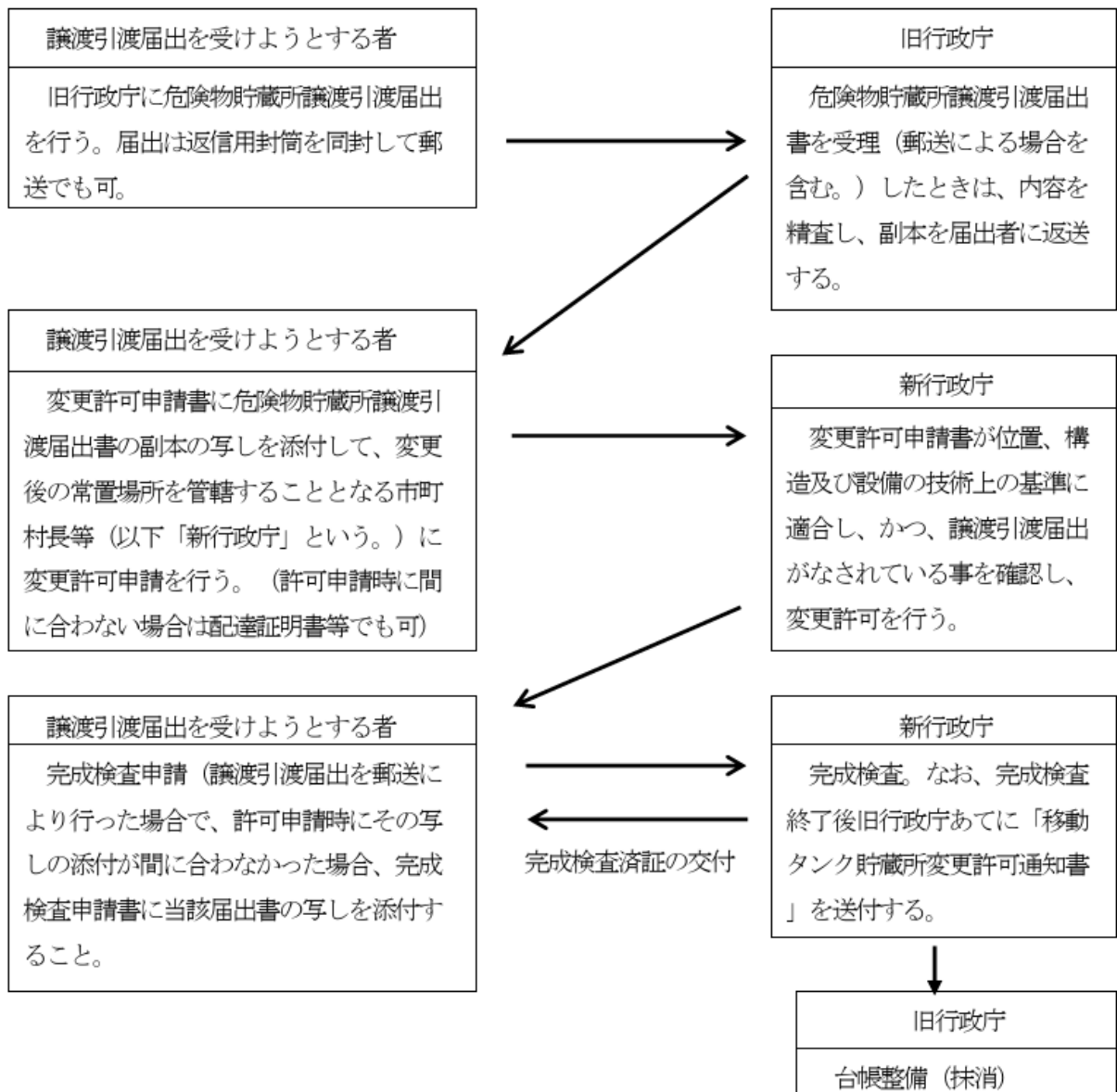
(ア) 旧行政庁に譲渡引渡届出を行う場合

a 行政庁の異なる常置場所の変更と、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を同時に行う場合は、原則として譲渡引渡届出を旧行政庁に対し先行して行うものであること。

この場合において、譲渡引渡届出は、譲渡引渡届出書等に返信用封筒を同封して郵送により行うことができる。

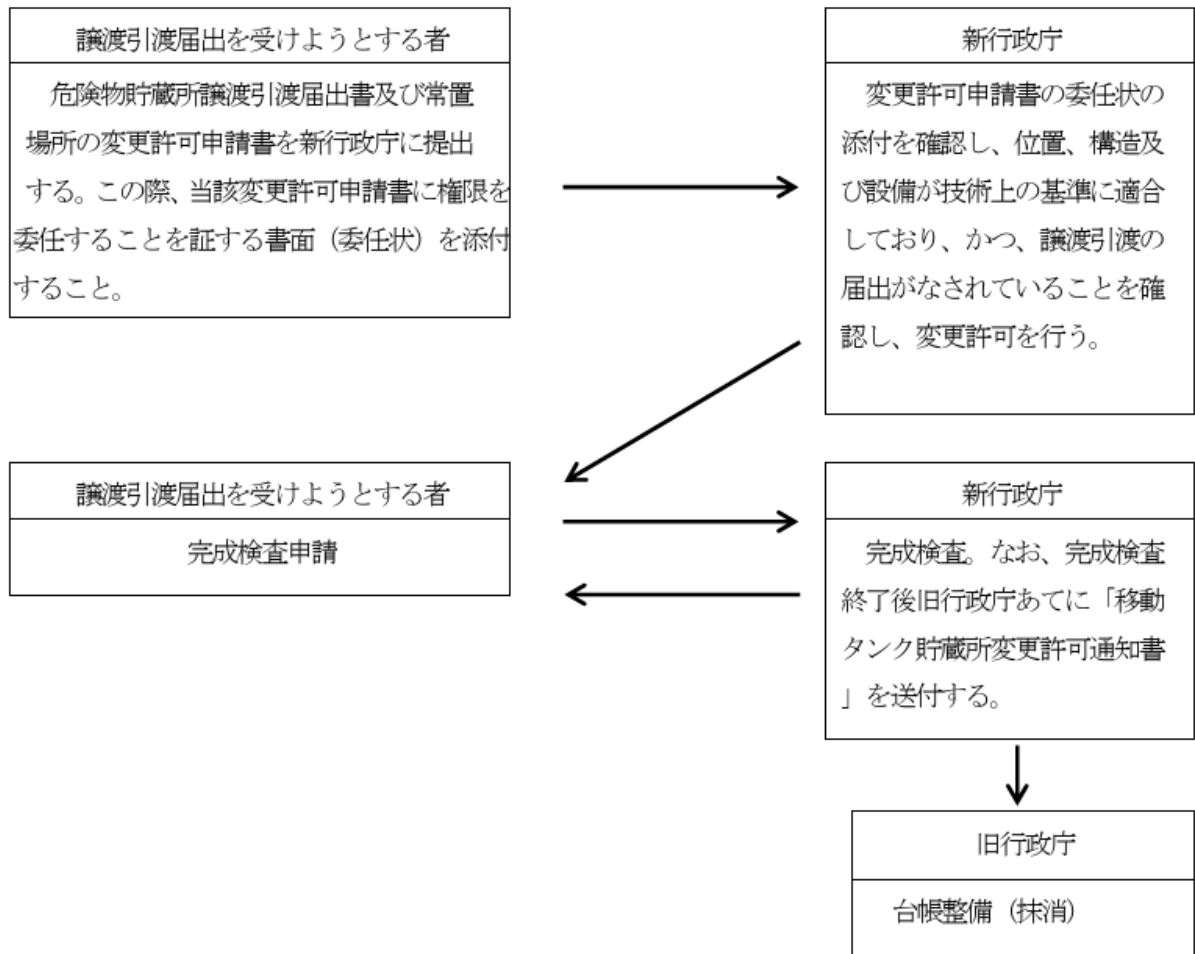
b 移動タンク貯蔵所の譲受人（又は引渡を受けた者）が常置場所の変更に係る許可申請を行う場合は、前記 a の譲渡引渡届出書の写しを変更許可申請書に添付すること。

ただし、前記 a の譲渡又は引渡届出を郵送で行った場合で、変更許可申請時に間に合わない場合は配達証明等で確認することができるものとし、完成検査申請書に同届出書の写しを添付すること。



(イ) 新行政庁に譲渡引渡届出及び変更許可申請書を同時に行う場合

変更許可申請書に譲渡又は引渡を行おうとする者が譲渡又は引渡を受ける者に対して変更許可に係る手続に関する権限を委任することを証する書面（委任状）を添付した場合に限り、移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡を受けようとする者は、直接新行政庁に対し常置場所の変更許可申請と譲渡引渡届出を同時に行うことができる。



第3 軽微な変更工事

(H9 消防危第 36 号、H9 消防危第 104 号質疑、H13 消防危第 50 号、H14 消防危第 49 号、R6 消防危第 48 号)

1 用語

- (1) 「軽微な変更工事」とは、法第 11 条第 1 項本文後段の規定による変更の許可を要しないものとして取り扱う工事をいう。
- (2) 「設備等」とは、製造所等を構成する建築物その他の工作物又は機械器具その他の設備をいう。
- (3) 「対象設備」とは、設備等のうち、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱う部分をいい、法第 10 条第 4 項に規定する製造所等の位置、構造及び設備の技術上の基準の適用を受ける設備等をいう。
- (4) 「非対象設備」とは、設備等のうち、対象設備以外の設備等をいう。
- (5) 「新設」とは、設備等の全部又は一部を新たに施設内に搬入し、又は別の設備等に組み込むことをいう。
- (6) 「撤去」とは、設備等の全部又は一部を施設外に搬出し、又は設備等から取り外すことをいう。
- (7) 「取替」とは、設備等の配置及び機能を変更することなく、設備等を既設のものと同等の

ものに交換し、又は造り直すことをいう。(例：電気設備において防爆構造の種類が同一で、防爆記号のみが変更となる工事。危険物配管の JIS 記号に変更のない材質変更。) この場合における同等のものとは、大きさ又は能力等がおおむね 1 割程度の変更にとどまるものをいう。

((8)において同じ)

- (8) 「補修」とは、設備等の配置又は主要な構造部を変更することなく、損傷箇所等設備等の一部を修復し、又は一部の構成部品を同等のものに交換することをいう。
- (9) 「移設」とは、同一の製造所等において、設備等の設置位置を変えることをいう。従って、異なる製造所等からの設備等の移設は「新設」となる。
- (10) 「危険場所」とは、可燃性蒸気又は可燃性微粉の滞留するおそれのある場所をいう。

2 軽微な変更工事

- (1) 軽微な変更工事は、変更の届出を要する工事と変更の届出を要しない工事とする。また、変更の届出を要しない工事に該当する場合は、連合規則で定める「設備等改善届出(様式第 21 号)」とする。
- (2) 上記(1)の判断が難しい工事の場合は、予防課と協議すること。

3 届出について

- (1) 変更の届出を要する工事をしようとする者は、あらかじめ、その旨を届け出なければならぬものとする。
- (2) 同一施設で変更の届出を要する工事と変更許可を要する工事を同時に行う場合は、当該変更許可申請に変更の届出を要する工事に係る部分を含めても差し支えない。

4 その他

- (1) 屋外貯蔵タンクに係る軽微な変更工事の範囲の補修について、変更届出を要する軽微な変更工事とする小規模な溶接工事とは、溶接時の入熱量、残留応力等によるタンク本体構造への影響が軽微なもの等であって、次に示す工事を対象とする。なお、溶接工事の量は、内部開放点検 1 回当たりに行われる工事の量を示すものである。(H9.3.26 消防危第 36 号通知)

ア 附属設備に係る溶接工事(タンク附属物取付用当て板を含む。)

- (ア) 階段ステップ、配管サポート、点検用架台サポート、アース等の設備の取付け工事
- (イ) ノズル、マンホール等に係る肉盛り補修工事
- (ウ) 屋根板及び側板の気相部分におけるノズル、マンホール等に係る溶接部補修工事

イ 屋根に係る溶接工事

- (ア) 屋根板(圧力タンク及び浮き蓋、浮き屋根式タンクを除く。イにおいて同じ。)の重ね補修工事のうち 1 箇所当たり 0.09 m² 以下であって、合計 3 箇所以下のもの
- (イ) 屋根板の肉盛り補修工事

ウ 側板に係る溶接工事

- (ア) 側板の気相部分における重ね補修工事のうち 1 箇所当たり 0.09 m² 以下のもの
- (イ) 側板の気相部分における肉盛り補修工事
- (ウ) 側板の接液部における肉盛り補修工事のうち、溶接継手から当該母材の板厚の 5 倍以上の間隔を有しているものであって、1 箇所当たりの補修量が 0.003 m² 以下、かつ、板(母材) 1 枚当たり 3 箇所以下のもの

エ 底部に係る溶接補修工事

(ア) 側板の内側から 600mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の重ね補修工事で、第 4 章別添 5「補修方法」の分類で○に該当する工事（特定以外の屋外貯蔵タンクにあっては、これに相当する工事をいう。）において、1 箇所当たり 0.09 m²以下であって、合計 3 箇所以下のもの

(イ) 側板の内面から 600mm の範囲以外のアニュラ板又は底板の肉盛り補修工事で、溶接部から当該板の板厚の 5 倍以上の間隔を有して行われるものであって、1 箇所あたりの補修量が 0.003 m²以下であり、かつ、全体の補修量が次に示すもの

a 特定以外の屋外貯蔵タンク 0.03 m²以下

b 1 万 kl 未満の特定屋外貯蔵タンク 0.06 m²以下

c 1 万 kl 以上の特定屋外貯蔵タンク 0.09 m²以下

(ウ) 側板の内面から 600mm の範囲以外の底部に係る溶接部補修工事で、1 箇所当たりの補修長さが 0.3m 以下であり、かつ、全体の補修長さが次に示すもの

a 特定以外の屋外貯蔵タンク 1.0m 以下

b 1 万 kl 未満の特定屋外貯蔵タンク 3.0m 以下

c 1 万 kl 以上の特定屋外貯蔵タンク 5.0m 以下

(2) 製造所等のタンクに係る溶接工事

上記アからエについては、屋外にある 20 号タンク及び屋内にある 20 号タンクならびに屋内タンク貯蔵所の屋内貯蔵タンクについても準用する。

(3) 地下貯蔵タンクの内面コーティング

腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等に該当しないものに対し、内面の腐食を防止するためのコーティングを講じる場合は、マンホールの取り付け等の工事が必要な場合を除き、届出を要する軽微な変更工事とする。(H22.7.8 消防危第 144 号通知)

(4) 津波・水害対策工法を施工する場合の手続きについて

500kl 未満の小規模屋外貯蔵タンクにおいて、自主保安として津波・水害対策を講じる場合は、「小規模屋外貯蔵タンクの津波・水害対策工法に係るガイドライン」によることとし、アンカーボルトにより基礎に固定されているタンクで、対策工法の施工に伴い当該アンカーボルトを撤去する場合を除き、届出を要する軽微な変更工事として取り扱うものとする。

(R4.3.30 消防危第 63 号通知)